

令和8年第1回

石川県議会定例会議案

(その四)

目 次

議案番号	件 名	頁
議案第22号	石川県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例について	1
議案第23号	包括外部監査契約の締結について	3
議案第24号	一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	5
議案第25号	石川県監査委員に関する条例の一部を改正する条例について	11
議案第26号	石川県手数料条例の一部を改正する条例について	13
議案第27号	石川県住民基本台帳法施行条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について	15
議案第28号	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について	17
議案第29号	石川県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について	21
議案第30号	石川県地域医療支援医師修学資金貸与条例及び石川県緊急医師確保修学資金貸与条例の一部を改正する条例について	25
議案第31号	石川県国民健康保険条例の一部を改正する条例について	27
議案第32号	石川県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例について	29
議案第33号	いしかわ子ども総合条例の一部を改正する条例について	31
議案第34号	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	33
議案第35号	石川県新型コロナウイルス感染症対応中小企業金融支援基金条例の一部を改正する条例について	37
議案第36号	請負契約の締結について（6災2385号 主要地方道大谷狼煙飯田線 道路災害復旧工事（概略発注対象工事））	39
議案第37号	請負契約の締結について（6災2419号 主要地方道大谷狼煙飯田線 道路災害復旧工事（概略発注対象工事））	41
議案第38号	請負契約の締結について（6災2458号・2459号 主要地方道珠洲穴水線 道路災害復旧工事（概略発注対象工事））	43
議案第39号	損害賠償額の決定について	45
議案第40号	損害賠償額の決定について	47
議案第41号	損害賠償額の決定について	49
議案第42号	損害賠償額の決定について	51
議案第43号	損害賠償額の決定について	53
議案第44号	損害賠償額の決定について	55
議案第45号	損害賠償額の決定について	57

議案第46号	損害賠償額の決定について.....	59
議案第47号	請負契約の締結について（6災2501号外 三崎海岸 海岸災害復旧工事（概略発注対象工事））.....	61
議案第48号	変更請負契約の締結について（和倉海岸 高潮対策工事（護岸工その2）（概略発注対象工事））.....	63
議案第49号	請負契約の締結について（6災401号・407号・410号 輪島港 港湾災害復旧工事（概略発注対象工事））.....	65
議案第50号	請負契約の締結について（6災403号・412号・415号・416号・426号 輪島港 港湾災害復旧工事（概略発注対象工事））.....	67
議案第51号	請負契約の締結について（6災813号・819号・820号 小木港 港湾災害復旧工事（概略発注対象工事））.....	69
議案第52号	変更請負契約の締結について（6災184号・186号 七尾港 港湾災害復旧工事（概略発注対象工事））.....	71
議案第53号	「請負契約の締結について」の議決の一部変更について（6災408号・409号 輪島港 港湾災害復旧工事（概略発注対象工事））.....	73
議案第54号	請負契約の締結について（金沢城公園整備（二の丸御殿・玄関式台等）工事（躯体その1））.....	75
議案第55号	請負契約の締結について（金沢城公園整備（二の丸御殿・玄関式台等）工事（躯体その2））.....	77
議案第56号	石川県警察職員定数条例の一部を改正する条例について.....	79
議案第57号	石川県高等学校等教育改革推進基金条例について.....	81
議案第58号	石川県教職員定数条例及び石川県職員定数条例の一部を改正する条例について…	83
報告第1号	「請負契約の締結について」の議決の一部変更の専決処分の報告について（金沢外環状道路 海側幹線IV期 地方道改築工事（浅野川うみかん大橋 海側A1-P5上部工））.....	85
報告第2号	「請負契約の締結について」の議決の一部変更の専決処分の報告について（金沢外環状道路 海側幹線IV期 地方道改築工事（大浦高架橋 海側上部工））…	87
報告第3号	「請負契約の締結について」の議決の一部変更の専決処分の報告について（6災2457号 主要地方道珠洲穴水線 道路災害復旧工事（概略発注対象工事））…	89
報告第4号	「請負契約の締結について」の議決の一部変更の専決処分の報告について（6災1103号 二級河川山田川 河川災害復旧工事（概略発注対象工事））	91
報告第5号	「請負契約の締結について」の議決の一部変更の専決処分の報告について（6災2545号 二級河川竹中川 河川災害復旧工事（概略発注対象工事））	93
報告第6号	損害賠償額決定の専決処分の報告について.....	95
報告第7号	損害賠償額決定の専決処分の報告について.....	97

議案第二十一号

石川県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例について

石川県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和八年一月二十六日提出

石川県知事 馳 浩

石川県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例

石川県公益認定等審議会条例（平成二十年石川県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「公益法人」の下に「若しくは公益信託（公益信託に関する法律（令和六年法律第二十号）第二条第一項第一号に規定する公益信託をいう。）」を加える。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

提案理由

公益信託に関する法律の施行に伴い、関係規定を整備する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第23号

包括外部監査契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、令和8年度の包括外部監査契約を次のとおり締結する。

令和8年1月26日提出

告白

石川県知事 駢

- 1 契約の相手方
白山市相木三丁目16番地6
木戸正裕
- 2 契約の相手方の資格
公認会計士
- 3 契約の金額
12,936,000円を上限とする額

議案第二十四号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和八年一月二十六日提出

石川県知事 駒 浩

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和三十二年石川県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「初任給調整手当」の下に「(第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。第十六条において同じ。)」を加える。

第八条の一の見出しを削り、同条の前に見出として「(初任給調整手当)」を付し、同条第一項中「初任給調整手当は、」を削り、「に対し」を「には」に改め、「減じて」の下に「、第一種初任給調整手当として」を加え、同条第一項及び第二項中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第八条の二 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第四条第一項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第二項、第四項、第七項及び第八項の規定により当該職員の受けける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の人事委員会規則で定める職員にあつては、人事委員会規則で定める額）並びにこれに第十条の一の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に十一を乗じ、その額を職員の勤務時間条例第二条第一項又は学校職員の勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額（その額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から人事委員会規則で定める日までの間、第二種初任給調整手当を支給する。

2 第一種初任給調整手当の月額は、人事委員会規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第一项の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第一種初任給調整手当を

支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるものには、人事委員会規則で定めるところにより、前二項の規定に準じて、第一種初任給調整手当を支給する。

4 前二項に規定するものほか、第一種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第十二条の二第二項中「職員以外の地方公務員、国家公務員又はその業務が県の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるものに使用される者であつた者から引き継ぎ」を「新たに」に改め、「(任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。)」を削る。

第二十二条の六第二項第一号中「第五項」を「第六項」に改め、同項第二号中「別表第八に」を「七万九千九百円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて人事委員会規則で」に改め、同条第三項中「第五項」を「第六項」に改め、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「自動車等」の下に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「月」の下に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として人事委員会規則で定める場合にあつては、その翌月)」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項中「及び」を「、」に、「の」を「及び前項第一号に定める額の」に、「前二項」を「第二項から前項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 第一項第一号又は第二号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が人事委員会規則で定める要件を満たすものに限る。第一号及び第九項において「駐車場等」という。)を利用して、その料金を負担することを常例とするもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、五千円を超えない範囲内で一箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として人事委員会規則で定める額

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前二項の規定による額

第二十五条の二第一項中「給料」の下に「、初任給調整手当(第一種初任給調整手当に限る。)」を加える。

別表第八を削る。

(石川県職員等の修学部分休業等に関する条例の一部改正)

第一条 石川県職員等の修学部分休業等に関する条例(平成十七年石川県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「初任給調整手当」の下に「(第一種初任給調整手当及び第一種初任給調整手当をいう。)」を加える。

(石川県会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第三条 石川県会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例（令和元年石川県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「初任給調整手当」の下に「（第一種初任給調整手当に限る。第五条第一項において同じ。）」を加える。

（石川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第四条 石川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十二年石川県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「初任給調整手当」の下に「（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。）」を加える。

第五条中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に、「採用される」を「採用された」に改め、同条に次の二項を加える。

2 第二種初任給調整手当は、新たに採用された職員であつて、採用の日において当該職員に適用される給料表の給料月額及び地域手当の月額の合計額が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を下回るものとして企業管理規程で定めるものに対して支給する。

（石川県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正）

第五条 石川県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年石川県条例第一一八号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条第一項中「第五条の規定による改正後の」とび「（以下この条において「新特殊勤務手当条例」という。）」を削り、「新特殊勤務手当条例の」を「同条例の」に改め、同条第二項中「第六条の規定による改正後の」とび「（以下「新給与条例」という。）」を削る。

附則第十四条第一項中「新給与条例」を「一般職の職員の給与に関する条例」に改め、同条第一項中「が新給与条例」を「が一般職の職員の給与に関する条例」に、「適用される新給与条例」を「適用される同条例」に、「新給与条例」を「同条例」に改め、同条第四項中「適用される新給与条例」を「適用される一般職の職員の給与に関する条例」に、「新給与条例」を「同条例」に改め、同条第五項中「新給与条例」を「一般職の職員の給与に関する条例」に改め、同条第六項中「新給与条例」を「一般職の職員の給与に関する条例第八条の二第一項、」に改め、同条第七項中「新給与条例」を「一般職の職員の給与に関する条例」に改め、同条第八項中「第五項、第七項、第九項」及び「並びに新給与条例第四条第四項、第六項及び第八項」を削る。

附則第二十二条中「新給与条例」を「一般職の職員の給与に関する条例」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第一条中一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第十二条の二第一項の改正規定並びに次項及び附則第四項から第七項までの規定は、公布の日から施行する。

- 2 第一条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）第十一条の二第一項の規定は、令和七年四月一日から適用する。
- （第二種初任給調整手当に関する経過措置）
- 3 この条例の施行の日から令和十年三月三十日までの間における改正後の給与条例第八条の二第一項の規定の適用については、同項中「第十条の二」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年石川県条例第二号）附則第五条第一項」とする。
- （特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）
- 4 改正後の給与条例第十一条の二第一項の規定は、令和四年四月一日から令和七年三月三十日までの間に新たに給料表の適用を受ける職員となって、給与条例第十一条の二第一項に規定する特地公署又は給与条例第十一条の二第一項に規定する準特地公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された職員及び暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和二年法律第六十二号）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五条第一項若しくは第二項、第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第七条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。）を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員にも適用する。
- （給与の内扱）
- 5 改正後の給与条例第十一条の二第一項の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の給与条例第十一条の二第一項の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例第十一条の二第一項の規定による給与の内扱とみなす。
- （会計年度任用職員の手当に関する特例）
- 6 石川県会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例第五条第一項の第二号会計年度任用職員（人事委員会規則で定める者に限る。）に同条第七項の規定によりその例によることされる改正後の給与条例第十一条の二第一項の規定による手当を支給する場合における附則第二項の規定の適用については、同項中「令和七年四月一日」とあるのは、「令和七年十一月一日」とする。
- （人事委員会規則への委任）
- 7 附則第二項から前項までに定めるものほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

提案理由

石川県人事委員会の令和七年十月十七日付け勧告等に鑑み、一般職の職員の第二種初任給調整手

当の新設及び駐車場等を利用する職員への駐車場等に係る通勤手当の支給を行う等の必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

議案第一十五号

石川県監査委員に関する条例の一部を改正する条例について

石川県監査委員に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和八年一月二十六日提出

石川県知事 駆 浩

石川県監査委員に関する条例の一部を改正する条例

石川県監査委員に関する条例（昭和二十九年石川県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の石川県監査委員に関する条例の規定は、この条例の施行の日前における委員の選任又は異動であつて、この条例の施行の際改正前の第四条の規定による公示がされていないものについても適用する。

提案理由

現在の社会情勢等に鑑み、監査委員の住所及び氏名の公示に係る規定を削除する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第二十六号

石川県手数料条例の一部を改正する条例について

石川県手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和八年一月二十六日提出

石川県知事 駆 浩

石川県手数料条例の一部を改正する条例

石川県手数料条例（平成十二年石川県条例第七号）の一部を次のように改正する。

別表二十六の項3中「第百三十七条の十二第六項」を「第百三十七条の十二第十一項」に改め、同項74中「第百三十七条の十二第七項」を「第百三十七条の十二第十二項」に改め、同表七十七の一の項を次のように改める。

七十七の二 社 会福祉士及び 介護福祉士法 (昭和六十二 年法律第二千 号)。以下この 項において「法」とい う。に関す る事務	法附則第十一 条第二項に規 定する喀痰吸 引等研修(社 会福祉士及び 介護福祉士法 施行規則(昭 和六十二年厚 生省令第四十 九号)附則第 四条の表に規 定する第三号 研修に限 る。)の実施	喀痰吸引等 研修手数料	一千五百円
---	--	----------------	-------

別表八十三の四の項中「一万八千円」を「三万一千一百四十円」に改め、同表八十五の三の項の次に次のように加える。

八十五の四 石 川県りハビリ テーションセ ンターによる 研修に関する 事務	障害福祉サ ービス事業所等 において高次 脳機能障害者 の支援に従事 する者を養成 するための研 修の実施	高次脳機能 障害支援者 養成研修手 数料	一講座につき 五千円
--	--	-------------------------------	------------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。ただし、別表二十六の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表八十七の項の規定は、この条例の施行の日以後の依頼に係る試験、加工等の手数料について適用し、同日前の依頼に係る試験、加工等の手数料については、なお従前の例による。

提案理由

建築基準法施行令の一部改正等に伴い、新たに手数料を定める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第二十七号

石川県住民基本台帳法施行条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について

石川県住民基本台帳法施行条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和八年一月二十六日提出

石川県知事 駢 浩

石川県住民基本台帳法施行条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

(石川県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

第一条 石川県住民基本台帳法施行条例（平成十四年石川県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を削り、第九号を第七号とし、第十号から第十六号までを一号ずつ繰り上げ、第十七号を削る。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正)

第二条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成二十七年石川県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の五の項を削る。

別表第二の一の項中「生活保護法」の下に「（昭和二十五年法律第二百四十四号）」を加え、同表二の項を削る。

別表第二の二の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

住民基本台帳法第二十条の十五の一に規定する準法定事務及び準法定事務処理者に関する省令等の施行に伴い、知事保存本人確認情報等及び個人番号を利用することができる事務について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第二十八号

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和八年一月二十六日提出

石川県知事 駢 浩

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(石川県行政手続条例の一部改正)

第一条 石川県行政手続条例（平成七年石川県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「その者の氏名、同項第二号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の二項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第一項第二号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧することができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から一週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第十六条第一項中「同条第二項後段」を「同条第四項後段」に改める。

第十九条第二項第四号中「ことのある」を削る。

第二十二条第二項中「第十五条第二項」及び「同条第二項」の下に「及び第四項」を、「と、」の下に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から一週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第二十九条中「第十五条第二項及び」の下に「第四項並びに」を加え、「同項第二号」を「同条第四項中「第一項第二号」に、「同条第二号」を「第二十八条第二号」に、「同条第二項後段」

を「同条第四項後段」に、「第十五条第二項後段」を「第十五条第四項後段」に改める。

(ふるさと石川の環境を守り育てる条例の一部改正)

第一条 ふるさと石川の環境を守り育てる条例（平成十六年石川県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第一百五十三条の二第五項中「ときは」の下に「、その通知の要旨及び知事がその通知をいつでもその者に交付する旨を、規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その通知の内容を」を加え、「その通知の内容を掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を公示しなければ」を「掲示し、又は当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧をすることができる状態に置く措置をとらなければ」に、「その掲示を始めた日又は公示した日のいずれか遅い」を「当該措置を開始した」に、「相手方に」を「その者に」に改める。

(いしかわ景観総合条例の一部改正)

第二条 いしかわ景観総合条例（平成二十年石川県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第六十九条第一項第一号中「こと」を「とともに、規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとること」に改める。

(石川県都市公園条例の一部改正)

第四条 石川県都市公園条例（昭和二十九年石川県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二第一項第一号中「こと」を「とともに、規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとること」に改め、同項第二号中「当該公示の要旨」を「前条各号に掲げる事項」に改める。

(石川県県営住宅条例の一部改正)

第五条 石川県県営住宅条例（昭和二十四年石川県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項に次の一号を加える。

五 インターネットの利用

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年五月二十一日から施行する。

(経過措置)

2 次に掲げる条例の規定は、この条例の施行の日以後にする通知又は公示について適用し、同日前にした通知又は公示については、なお従前の例による。

一 第一条の規定による改正後の石川県行政手続条例第十五条第二項及び第四項（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）

二 第二条の規定による改正後のふるさと石川の環境を守り育てる条例第百五十二条の二第五項

三 第三条の規定による改正後のいしかわ景観総合条例第六十九条第一項（第一号に係る部分に

限る。)

四 第四条の規定による改正後の石川県都市公園条例第十二条の二第一項

提案理由

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、書面掲示規制の見直しを行つ必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第二十九号

石川県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について

石川県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和八年一月二十六日提出

石川県知事 駆 浩

石川県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

石川県看護師等修学資金貸与条例（昭和四十九年石川県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項に次のただし書を加える。

ただし、看護師等修学資金の貸与を受ける期間は、当該養成施設の正規の修業年限を超えることができない。

第二条第一項に次のただし書を加える。

ただし、大学院修学資金の貸与を受ける期間は、当該大学院の修士課程の正規の修業年限を超えることができない。

第二条第二項中「同法第百四条第一項」を「学校教育法第百四条第二項及び第四項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、看護教員修学資金の貸与を受ける期間は、当該大学院又は大学の正規の修業年限を超えることができない。

第二条第四項に次のただし書を加える。

ただし、地域医療支援看護師等修学資金の貸与を受ける期間は、当該養成施設の正規の修業年限を超えることができない。

第二条に次の二項を加える。

5 知事は、県内の養成施設（第一条第一項第二号に掲げるものに限る。）であつて、県が行う看護師のキャリア形成支援（看護師が主体的にその能力の開発及び向上を図ることができるよう支援することをいう。以下この項において同じ。）に協力するものとして規則で定めるもの（以下「特定養成施設」という。）に在学する者で、当該特定養成施設を卒業した後、県が行う看護師のキャリア形成支援に協力するものとして規則で定める県内の医療機関（第四条第五項第二号において「特定医療機関」という。）において看護師としてその業務に従事しようとするものに看護師キャリア形成支援修学資金を無利息で貸与することができる。ただし、看護師キャリア形成支援修学資金の貸与を受ける期間は、当該特定養成施設の正規の修業年限を超えることができな

い。

第二条に次の二項を加える。

5 看護師キャリア形成支援修学資金の貸与額は、一月につき十万元とする。

第四条第三項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第四項中「次の」の下に「各号の」を加え、同条に次の二項を加える。

5 看護師キャリア形成支援修学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その日の属する月の翌月から、規則で定めるところにより、看護師キャリア形成支援修学資金を返還しなければならない。

一 規則で定めるところにより、看護師キャリア形成支援修学資金の貸与を取り消されたとき。

二 特定養成施設を卒業した日から、看護師の免許を受けることなく一年を経過したとき。

三 看護師の免許を受けた後、直ちに特定医療機関のうち知事が看護師キャリア形成支援修学資金の貸与を受けた者ごとに指定するもの（以下「指定特定医療機関」という。）の看護師にならなかつたとき。

四 指定特定医療機関の看護師でなくなつたとき。

第五条第一項中「又は地域医療支援看護師等修学資金」を「、地域医療支援看護師等修学資金又は看護師キャリア形成支援修学資金」に、「又は同条第四項各号」を「、同条第四項各号又は同条第五項各号」に改める。

第六条第一項中「免許」を「、当該免許」に改め、同条第四項中「免許」を「、当該免許」に改め、「次の」の下に「各号の」を加え、同条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の二項を加える。

5 知事は、看護師キャリア形成支援修学資金の貸与を受けた者で、特定養成施設を卒業した日後一年以内に看護師の免許を受け、かつ、当該免許を受けた後、直ちに指定特定医療機関の看護師となり、引き続きたく指定特定医療機関において看護師としてその業務に従事しているものが、次の各号のいずれかに該当するときは、看護師キャリア形成支援修学資金の返還債務を免除するものとする。

一 業務に従事した期間が六年以上のとき。

二 業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の障害により指定特定医療機関の看護師でなくなつたとき。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

提案理由

県内の看護師のキャリア形成支援及び看護師の不足する地域における医療の確保に資するため、看護師キャリア形成支援修学資金を新設する等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由

二〇〇八年一月四日

石川県地域医療支援医師修学資金貸与条例及び石川県緊急医師確保修学資金貸与条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和八年一月二十六日提出

石川県知事 駒 浩

石川県地域医療支援医師修学資金貸与条例及び石川県緊急医師確保修学資金貸与条例の一部を改正する条例

(石川県地域医療支援医師修学資金貸与条例の一部改正)

第一条 石川県地域医療支援医師修学資金貸与条例（平成十八年石川県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号中「第六条第一項第一号」の下に「及び第八条第一項」を加える。

第八条中「が、」の下に「県内の医療機関において臨床研修を受けている間及び」を加え、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

知事は、第五条の規定により修学資金の貸与を取り消された者が、災害、疾病その他やむを得ない理由により同条第一号、第五号又は第六号に掲げる場合に該当するに至つたと認められるときは、前条第一項の規定にかかわらず、当該修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(石川県緊急医師確保修学資金貸与条例の一部改正)

第二条 石川県緊急医師確保修学資金貸与条例（平成二十年石川県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「第二条第一号」を「第二条第一項第一号」に、「研修協力施設」を「協力型臨床研修病院」に、「同条第二号」を「同令第四条第二項」に、「協力型臨床研修病院」を「研修協力施設」に、「第八条」を「第八条第一項」に改める。

第八条を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

知事は、第五条の規定により修学資金の貸与を取り消された者が、災害、疾病その他やむを得ない理由により同条第一号、第五号又は第六号に掲げる場合に該当するに至つたと認められるときは、前条第一項の規定にかかわらず、当該修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

他の地方公共団体における制定状況等を踏まえ、石川県地域医療支援医師修学資金及び石川県緊急医師確保修学資金の返還の債務の裁量免除要件の見直しを行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第二十一号

石川県国民健康保険条例の一部を改正する条例について

石川県国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和八年一月二十六日提出

石川県知事 駆 浩

石川県国民健康保険条例の一部を改正する条例

石川県国民健康保険条例（平成二十九年石川県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十二条」を「第二十七条」に、「第二十四条」を「第二十八条」に改める。

第五章中第二十四条を第二十八条とし、第四章中第二十二条の次に次の四条を加える。

（子ども・子育て支援納付金納付金所得係数）

第二十四条 子ども・子育て支援納付金納付金所得係数は、政令第十二条の二第二項第一号に掲げる額を同項第一号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。

（子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合）

第二十五条 子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合は、各市町につき、当該市町に係る政令第十二条の二第四項第一号に掲げる数とする。

（子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合）

第二十六条 子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合は、各市町につき、当該市町に係る政令第十二条の二第五項第一号に掲げる数とする。

（子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数）

第二十七条 子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数は、零を超えて未満の範囲内において知事が定める数とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の石川県国民健康保険条例第二十四条から第二十七条までの規定の施行のために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

提案理由

国民健康保険法等の一部改正に伴い、子ども・子育て支援納付金納付金所得係数等を定める必要

がある。これが、この条例案を提出する理由である。

石川県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例について

石川県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和八年一月二十六日提出

石川県知事 駆 浩

石川県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

石川県食品衛生法施行条例（平成十二年石川県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第五号口中「次表第一号(1)」を「ただし、従業者が常駐せず全自動調理機（自動的に食品を調理し、調理された食品を提供する機能を有する調理器具であつて、政令第二十四条の二第一号の調理の機能を有する自動販売機と同等以上の材質、構造、機能等を有するものをいう。以下同じ。）により調理された食品を販売する営業を除く。次表第一号イ(1)」に改め、同号ハ中「場合」の下に「（従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合を除く。次表第一号イにおいて同じ。）」を加え、同号中ベをトとし、ホをヘとし、ニをホとし、ハの次に次のように加える。

二 政令第二十五条第一号に規定する飲食店営業のうち、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあつては、第二号チ、リ、ヲ、ワ、タ及びレ並びに前号トの基準は、適用しない。

別表第二第一号を次のように改める。

一 政令第二十五条第一号に規定する飲食店営業

イ 自動車において調理をする場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 簡易な営業にあつては、一日の営業において約四十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することができる貯水設備を有すること。
- (2) 比較的大量の水を要しない営業にあつては、一日の営業において約八十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することができる貯水設備を有すること。
- (3) 比較的大量の水を要する営業にあつては、一日の営業において約一百リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することができる貯水設備を有すること。

ロ 従業者が常駐せず、全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 施設（全自動調理機を含む。（2）及び（6）において同じ。）の全体の衛生状況を確認するための監視設備を有すること。

- (2) 施設に異常が生じた場合に、当該施設の営業者が全自动調理機を停止することができる機能を有すること。
- (3) 全自动調理機が、原材料の温度、調理の工程等の状況を監視し、異常が生じた場合に自動的に停止する機能を有すること。
- (4) 全自动調理機が、外部からの汚染等を防止する構造を持つ、調理後の食品に係る保管設備を有すること。
- (5) 全自动調理機が、調理後の食品について、一定の時間を経過した場合には、当該食品を提供しない機能を有すること。
- (6) 施設に異常が生じた場合に当該施設の営業者と連絡することができるよう、当該営業者の連絡先を掲示すること。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

提案理由

食品安全法施行規則の一部改正に伴い、公衆衛生に与える影響が著しい営業に係る施設の基準を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第二十二号

いしかわ子ども総合条例の一部を改正する条例について

いしかわ子ども総合条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和八年一月二十六日提出

石川県知事 馳 浩

いしかわ子ども総合条例の一部を改正する条例

いしかわ子ども総合条例（平成十九年石川県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の二を削る。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

提案理由

児童福祉法等の一部改正により、乳児等通園支援事業が創設されたことに伴い、関係規定を整備する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第三十四号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和八年一月二十六日提出

石川県知事 駢 浩

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年石川県条例第六十ニ号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第二十八条第一項第四号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第二号を第四号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 児童福祉法施行規則（昭和二十二年厚生省令第十一号）第五条の一の八に規定する「ども家庭ソーシャルワーカー（以下「ども家庭ソーシャルワーカー」という。）の資格を有する者

第二十六条第一項第四号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第二号を第四号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 ども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第二十七条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 ども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第五十八条第二項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第五十九条第一項第四号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第二号を第四号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 ども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第六十条第一項中第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二号の次に次の一号を加える。

四 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第六十条第二項中「(昭和二十二年厚生省令第十一号)別表」を「別表第一」に改める。

第九十一一条第四項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第九十二条第一項第四号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第二号を第四号とし、第二号の次に次の二号を加える。

二二 一二も家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第一百条第一項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第一百一条第一項第四号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第二号を第四号とし、第二号の次に次の二号を加える。

二二も家庭ソシヤルワーカーの資格を有する者

第一百二条第一項第八号を同項第十号とし、同項第七号中「前条第一項第四号イ」を「前条第一項第五号イ」に改め、同号を同項第九号とし、同項第六号中「前条第一項第四号イから口まで」を「前条第一項第五号イ及び口」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号中「前条第一項第四号イ」を「前条第一項第五号イ」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号中「前条第一項第四号イ」を「前条第一項第五号イ」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第二号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

精神保健福祉士の資格を有する者

四 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第一百二十二条第一項中「前項第三号」を「前項第五号」に改める。

第一百一一条中第三号を第五号とし、第一号の次に次の二号を加える。

111 ^a精神保健福祉士の資格を有する者

四 一二にも家庭ノンハルフカの資格を有する者

附則第一項中「第二十七条第五号」を「第二十七条第六号」に、「第六十条第八号及び第一百二十二条第七号」を「第六十条第一項第九号及び第一百二十二条第一項第九号」に、「第六十条第四号」を「第六十条第一項第五号」に、「第一百二十二条第四号」を「第一百二十二条第一項第六号」に改める。

(一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

^一 特許権の実施権の付与のための措置及び軍需官に付与する基準を定める条例(令和七年石川県条例第十五号)

の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げる。第二二号の次に次の二号を加える。

四 児童福祉法施行規則（昭和二十二年厚生省令第十一号）第五条の一の八に規定するハジモ
家庭ノンシャルフカトの資格を有する者

第111条第1項中「(昭和11年厚生省令第11号)」を削る。

附 则

この条例は、令和八年二月一日から施行する。

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、乳児院の長等の任用要件に「子ども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者を追加する等の必要がある。」これが、この条例案を提出する理由である。

議案第二十五号

石川県新型コロナウイルス感染症対応中小企業金融支援基金条例の一部
を改正する条例について

石川県新型コロナウイルス感染症対応中小企業金融支援基金条例の一部を改正する条例を次のように
うに制定する。

令和八年一月二十六日提出

石川県知事 駒 浩

石川県新型コロナウイルス感染症対応中小企業金融支援基金条例の一部を改正する条

例

石川県新型コロナウイルス感染症対応中小企業金融支援基金条例(令和二年石川県条例第十四号)
の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

石川県新型コロナウイルス感染症等対応中小企業金融支援基金条例

第一条中「措置」の下に「、物価の高騰並びに令和六年能登半島地震及び令和六年奥能登豪雨（令
和六年九月二十日から同月二十二日までの間の豪雨をいう。）」を加え、「石川県新型コロナウイル
ス感染症対応中小企業金融支援基金」を「石川県新型コロナウイルス感染症等対応中小企業金融支
援基金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

石川県新型コロナウイルス感染症対応中小企業金融支援基金により実施することができる事業
に、物価の高騰並びに令和六年能登半島地震及び令和六年奥能登豪雨の影響を受けた中小企業者の
利子等の負担を軽減する事業を加える等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第36号

請負契約の締結について

請負契約を次のとおり締結する。

令和8年1月26日提出

石川県知事 駢 告

1 工事の名称 6災2385号 主要地方道大谷狼煙飯田線 道路災害復旧工事（概略発注対象工事）

2 契約金額 673,420,000円

3 契約の相手方

能登・竹腰永井特定建設工事共同企業体

代表者 珠洲市三崎町字治ヨ部129番地1

能登建設株式会社

代表取締役 入 田 明 大

構成員 白山市白峰二164番1地

竹腰永井建設株式会社

代表取締役 山 田 光 二

議案第37号

請負契約の締結について

請負契約を次のとおり締結する。

令和8年1月26日提出

石川県知事 駢 告

1 工事の名称 6災2419号 主要地方道大谷狼煙飯田線 道路災害復旧工事(概略発注対象工事)

2 契約金額 560,780,000円

3 契約の相手方

門寺・能登特定建設工事共同企業体

代表者 珠洲市長橋町12字17番地1

株式会社 門寺建設

代表取締役 門寺秀次

構成員 珠洲市三崎町宇治ヨ部129番地1

能登建設株式会社

代表取締役 入田明大

議案第38号

請負契約の締結について

請負契約を次のとおり締結する。

令和8年1月26日提出

石川県知事 駢 告

1 工事の名称 6災2458号・2459号 主要地方道珠洲穴水線 道路災害復旧工事（概略発注対象工事）

2 契約金額 1,045,000,000円

3 契約の相手方

川田・中塙特定建設工事共同企業体

代表者 七尾市白銀町13番地の2

株式会社 川田組

代表取締役 川 田 尚 昭

構成員 珠洲市宝立町鶴飼卯の部18番地の5

株式会社 中塙組

代表取締役 中 塙 芳 章

議案第39号

損害賠償額の決定について

令和7年7月25日の事故に係る国家賠償法（昭和22年法律第125号）第2条第1項の規定による損害賠償額は、次のとおりとする。

令和8年1月26日提出

石川県知事 駢 告

1 相 手 方

2 賠 償 額 306,046円

3 賠償責任発生の事実

令和7年7月25日午前10時40分頃、主要地方道金沢井波線中、金沢市若松町地内において、街路樹の枝が [REDACTED] の運転する [REDACTED]

[REDACTED] 所有の小型乗用自動車に落下し、同車に損害を与えたもの

議案第40号

損害賠償額の決定について

令和7年8月13日の事故に係る国家賠償法（昭和22年法律第125号）第2条第1項の規定による損害賠償額は、次のとおりとする。

令和8年1月26日提出

石川県知事 駢 告

1 相 手 方

[REDACTED]
[REDACTED]

2 賠 償 額 1,584,116円

3 賠償責任発生の事実

令和7年8月13日午前11時30分頃、一般国道249号中、七尾市赤浦町地内において、道路法面からの倒木が [REDACTED] の運転する [REDACTED] 所有の軽自動車に落下し、同車に損害を与えるとともに、同人に対し2日間の通院加療を要する被害を与えたもの

議案第41号

損害賠償額の決定について

令和7年9月24日発生の事故に係る国家賠償法（昭和22年法律第125号）第2条第1項の規定による損害賠償額は、次のとおりとする。

令和8年1月26日提出

石川県知事 駢 告

1 相 手 方

2 賠 償 額 10,401円

3 賠償責任発生の事実

令和7年9月24日午後6時30分頃、主要地方道松任宇ノ気線中、河北郡内灘町字西荒屋地内において、██████の運転する小型乗用自動車が道路上の陥没部を通過した際に、同車に損害を与えたもの

議案第42号

損害賠償額の決定について

令和7年9月24日の事故に係る国家賠償法（昭和22年法律第125号）第2条第1項の規定による損害賠償額は、次のとおりとする。

令和8年1月26日提出

石川県知事 駢 告

1 相 手 方

2 賠 償 額 15,000円

3 賠償責任発生の事実

令和7年9月24日午後6時50分頃、主要地方道松任宇ノ気線中、河北郡内灘町字西荒屋地内において、██████の運転する軽自動車が道路上の陥没部を通過した際に、同車に損害を与えたもの

損害賠償額の決定について

令和7年9月24日の事故に係る国家賠償法（昭和22年法律第125号）第2条第1項の規定による損害賠償額は、次のとおりとする。

令和8年1月26日提出

石川県知事 駢 告

1 相 手 方

2 賠 償 額 6,468円

3 賠償責任発生の事実

令和7年9月24日午後6時50分頃、主要地方道松任宇ノ気線中、河北郡内灘町字西荒屋地内において、
用自動車が道路上の陥没部を通過した際に、同車に損害を与えたもの

議案第44号

損害賠償額の決定について

昭和22年法律第125号) 第2条第1項の規定による損害賠償額は、次のとおりとする。
和7年10月16日発生の事故に係る国家賠償法

令和8年1月26日提出

浩 馳 石川県知事

方手相

132,772円
額償賠2

3 実発生の責任償賠

令和7年10月16日午後8時30分頃、主要地方道七尾輪島線中、志賀町徳田地内において、[REDACTED]の運転する軽自動車が道路上の陥没部を通過した際に、同車に損害を与えたもの

議案第45号

損害賠償額の決定について

令和7年10月16日の事故に係る国家賠償法（昭和22年法律第125号）第2条第1項の規定による損害賠償額は、次のとおりとする。

令和8年1月26日提出

石川県知事 駢 告

1 相 手 方

2 賠 償 額 242,220円

3 賠償責任発生の事実

令和7年10月16日午後9時30分頃、主要地方道七尾輪島線中、志賀町徳田地内において、██████の運転する普通乗用自動車が道路上の陥没部を通過した際に、同車に損害を与えたもの

議案第46号

損害賠償額の決定について

令和7年10月24日発生の事故に係る国家賠償法（昭和22年法律第125号）第2条第1項の規定による損害賠償額は、次のとおりとする。

令和8年1月26日提出

石川県知事 駢 告

- 1 相 手 方 [REDACTED]
- 2 賠 償 額 525,833円
- 3 賠償責任発生の事実

令和7年10月24日午前10時頃、一般国道249号中、七尾市中島町地内において、道路法面からの倒木が[REDACTED]の運転する[REDACTED]所有の軽貨物自動車に落下し、同車に損害を与えたもの

議案第47号

請負契約の締結について

請負契約を次のとおり締結する。

令和8年1月26日提出

石川県知事 駢 告

1 工事の名称 6災2501号外 三崎海岸 海岸災害復旧工事（概略発注対象工事）

2 契約金額 2,399,508,672円

3 契約の相手方

前田・池田特定建設工事共同企業体

代表者 東京都千代田区富士見二丁目10番2号

前田建設工業株式会社

代表取締役社長 前田操治

上記代理人 金沢市鞍月五丁目181番地

前田建設工業株式会社金沢営業所

所長 加茂野 効

構成員 羽咋郡志賀町清水今江ノルの19番地の2

池田建設工業株式会社

代表取締役 池田政基

議案第48号

変更請負契約の締結について
変更請負契約を次のとおり締結する。

令和8年1月26日提出

告白

石川県知事 駢

1 工事の名称 和倉海岸 高潮対策工事（護岸工その2）（概略発注対象工事）

2 契約金額 變更前 473,550,000円

変更後 629,970,000円

3 契約の相手方

川田・壁屋特定建設工事共同企業体

代表者 七尾市白銀町13番地の2

株式会社 川田組

代表取締役 川 田 尚 昭

構成員 鹿島郡中能登町二宮ナ部4番地

壁屋建設株式会社

代表取締役 壁 屋 俊 輔

議案第49号

請負契約の締結について

請負契約を次のとおり締結する。

令和8年1月26日提出

石川県知事

浩

- | | | | | |
|---|--------|-------------------|--------------|--------------------|
| 1 | 工事の名称 | 6 災401号・407号・410号 | 輪島港 | 港湾災害復旧工事（概略発注対象工事） |
| 2 | 契約金額 | 678,480,000円 | | |
| 3 | 契約の相手方 | 北都・喜多特定建設工事共同企業体 | | |
| | 代表者 | 金沢市泉本町五丁目88番地 | | |
| | | 株式会社 北都組 | | |
| | | | 代表取締役社長 宮下英己 | |
| | 構成員 | 輪島市大野町鶴ヶ池48番地の8 | | |
| | | 株式会社 喜多組 | | |
| | | | 代表取締役 竹林耿郎 | |

議案第50号

請負契約の締結について

請負契約を次のとおり締結する。

令和8年1月26日提出

石川県知事 駢 告

- | | | |
|----------|---|--------------------|
| 1 工事の名称 | 6災403号・412号・415号・416号・426号 | 港湾災害復旧工事（概略発注対象工事） |
| 2 契約金額 | 648,560,000円 | |
| 3 契約の相手方 | | |
| | 加賀・宮地特定建設工事共同企業体
代表者 金沢市金石西一丁目2番10号
加賀建設株式会社
代表取締役社長 鶴 山 雄 一 | |
| | 構成員 輪島市河井町6部35番地
株式会社 宮地組
代表取締役 宮 地 雄 大 | |

議案第51号

請負契約の締結について

請負契約を次のとおり締結する。

令和8年1月26日提出

石川県知事 駢 告

1 工事の名称 6災813号・819号・820号 小木港 港湾災害復旧工事（概略発注対象工事）

2 契約金額 902,000,000円

3 契約の相手方

和田内・西中特定建設工事共同企業体

代表者 七尾市万行町岩部24番地
和田内潜建株式会社

代表取締役 中 谷 一 樹

構成員 函館郡能登町字松波29字78番地の2
株式会社 西中建設

代表取締役 西 中 順 治

議案第52号

変更請負契約の締結について
変更請負契約を次のとおり締結する。

令和8年1月26日提出

石川県知事 駢 告

1 工事の名称 6災184号・186号 七尾港 港湾災害復旧工事（概略発注対象工事）

2 契約金額 変更前 496,914,000円

変更後 571,662,300円

3 契約の相手方

戸田・ナナオ土建特定建設工事共同企業体

代表者 七尾市府中町162番地

株式会社 戸田組

代表取締役 戸 田 充

構成員 七尾市佐味町ハ部40番地1

ナナオ土建株式会社

代表取締役 出 見 世 哲

議案第53号

「請負契約の締結について」の議決の一部変更について

令和6年第4回石川県議会定例会において議決された議決第50号「請負契約の締結について」(6災408号・409号 輪島港 港湾災害復旧工事(概略発注対象工事))のうち、その一部を次のように変更する。

令和8年1月26日提出

石川県知事 駢 告

契約金額「562,100,000円」を「712,976,000円」に改める。

議案第54号

請負契約の締結について

請負契約を次のとおり締結する。

令和8年1月26日提出

石川県知事 駢 告

1 工事の名称 金沢城公園整備（二の丸御殿・玄関式台等）工事（躯体その1）

2 契約金額 4,145,900,000円

3 契約の相手方

真柄・城東・松浦・みづほ特定建設工事共同企業体

代表者 金沢市彦三町一丁目13番43号
真柄建設株式会社

取締役社長 真柄 卓 司

上記代理人 金沢市彦三町一丁目13番43号
真柄建設株式会社北陸事業部

執行役員事業部長 中 川 稔

構成員 金沢市小立野五丁目2番22号
城東建設株式会社

代表取締役 水内 健祐

構成員 能美市湯谷町二48番地1

松浦建設株式会社

代表取締役 松浦 弥

構成員 金沢市八日市五丁目562番地

みづほ工業株式会社

代表取締役社長 梅谷 基樹

議案第55号

請負契約の締結について

請負契約を次のとおり締結する。

令和8年1月26日提出

石川県知事 駢 告

- | | |
|----------|---|
| 1 工事の名称 | 金沢城公園整備（二の丸御殿・玄関式台等）工事（躯体その2） |
| 2 契約金額 | 1,874,400,000円 |
| 3 契約の相手方 | 兼六・ほそ川・加賀特定建設工事共同企業体
代表者 金沢市松島二丁目20番地
兼六建設株式会社
構成員 金沢市示野町西3番地
ほそ川建設株式会社
代表取締役 細川 親司
構成員 金沢市金石西一丁目2番10号
加賀建設株式会社
代表取締役社長 鶴山 雄一 |

議案第五十六号

石川県警察職員定数条例の一部を改正する条例について

石川県警察職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和八年一月二十六日提出

石川県知事 駆 浩

石川県警察職員定数条例の一部を改正する条例

石川県警察職員定数条例（昭和二十九年石川県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「その他警察職員」を「警察行政職員（警察官以外の警察職員をいう。）」に改める。

附則に次の二項を加える。

5 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間における第一条第一項の規定の適用については、同項中「五百八十八人」とあるのは「五百九十一人」と、「一千三百五十六人」とあるのは「一千三百五十九人」とする。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

提案理由

定年引上げに伴い新規採用者を確保するため、警察職員の定数を一年の期限付きで改定する等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第五十七号

石川県高等学校等教育改革推進基金条例について

石川県高等学校等教育改革推進基金条例を次のように制定する。

令和八年一月二十六日提出

石川県知事 駆 浩

石川県高等学校等教育改革推進基金条例

(設置)

第一条 公立の高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）における教育改革の推進に係る事業に要する経費の財源に充てるため、石川県高等学校等教育改革推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（第四条及び第五条において「予算」という。）において定める額とする。

(管理)

第二条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により運用しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、第一条の経費の財源に充てるものとする。ただし、この基金に編入することを妨げない。

(繰替運用等)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて、又は予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、第一条の経費の財源に充てる場合又はその属する現金を国庫に返納する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるものほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

公立の高等学校等の教育改革推進に係る施策を計画的に実施するため、石川県高等学校等教育改革推進基金を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

石川県教職員定数条例及び石川県職員定数条例の一部を改正する条例について

石川県教職員定数条例及び石川県職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和八年一月二十六日提出

石川県知事 駆 浩

石川県教職員定数条例及び石川県職員定数条例の一部を改正する条例

(石川県教職員定数条例の一部改正)

第一条 石川県教職員定数条例（昭和四十四年石川県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「一千六百八十四人」を「一千六百五十六人」に改め、同条第二項第一号中「六千一百四十三人」を「六千一百四十一人」に改める。

(石川県職員定数条例の一部改正)

第二条 石川県職員定数条例（昭和二十四年石川県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号中「一百六十一人」を「一百七十三人」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

提案理由

児童生徒数の変動等に伴い、教職員定数を改定する等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

報告第1号

「請負契約の締結について」の議決の一部変更の専決処分の報告について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

令和8年1月26日提出

石川県知事 駢 浩告
専決第34号
「請負契約の締結について」の議決の一部変更について
令和6年第4回石川県議会定例会において議決された議決第31号「請負契約の締結について」（金沢外環状道路 海側幹線IV期 地方道改築工事（浅野川うみかん大橋 海側A1-P5上部工））のうち、その一部を次のように変更する。

令和7年12月22日
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決
石川県知事 駢 浩告
契約金額「1,107,700,000円」を「1,083,060,000円」に改める。

報告第2号

「請負契約の締結について」の議決の一部変更の専決処分の報告について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。
令和8年1月26日提出

單決第35号

浩 馳 石川県知事

「請負契約の締結について」の議決の一部変更について
令和5年第5回石川県議会定例会において議決された議決第29号「請負契約の締結について」(金沢外環状道路 海側幹線IV期 地方道改築工事(大浦高架橋 海側上部工))のうち、その一部を次のように変更する。

浩 馳 石川県知事
令和7年12月22日 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決
契約金額「942,700,000円」を「962,390,000円」に改める。

報告第3号

「請負契約の締結について」の議決の一部変更の専決処分の報告について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のように専決処分したので報告する。
令和8年1月26日提出

專決第36號

「請負契約の締結について」の議決の一部変更について
令和7年第3回石川県議会定例会において議決された議決
工事（概略発注対象工事）) のうち、その一部を次のように変

令和7年12月22日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決

契約金額「990,000,000円」を「985,050,000円」に改める。

浩馳 石川県知事

浩 馳 石川県知事

報告第4号

「請負契約の締結について」の議決の一部変更の専決処分の報告について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。
令和8年1月26日提出

石川県知事 駢 浩告
専決第37号
「請負契約の締結について」の議決の一部変更について
令和7年第3回石川県議会定例会において議決された議決第33号「請負契約の締結について」(6災1103号 二級河川山田川 河川災害復旧工事（概略発注対象工事）)のうち、その一部を次のように変更する。
令和7年12月22日
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決
契約金額「611,050,000円」を「614,145,400円」に改める。

報告第5号

「請負契約の締結について」の議決の一部変更の専決処分の報告について
（昭和22年法律第67号） 第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。
令和8年1月26日提出

治

馬

石川県知事

專決第38號

「請負契約の締結について」の議決の一部変更について
令和7年第3回石川県議会定例会において議決された議決第34号「請負契約の締結について」(6 災2545号
二級河川竹中川 河川災害復旧工事 (概略発注対象工事)) のうち、その一部を次のように変更する。

浩 駆 石川県知事
令和7年12月22日 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決
契約金額「958,100,000円」を「1,023,638,000円」に改める。

報告第6号

損害賠償額決定の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

令和8年1月26日提出

告

駆

石川県知事

専決第39号

損害賠償額の決定について

令和5年11月9日発生の県有車両による交通事故に係る損害賠償額は、次のとおりとする。

令和8年1月21日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決

告

駆

石川県知事

1 相手方

■

■

■

2 賠償額 4,518,028円

3 賠償責任発生の事実

令和5年11月9日午後1時55分頃、金沢市野田三丁目92番地先交差点において、金沢中警察署巡査長大溝尚英の運転する小型乗用自動車が
■の運転する■所有の普通特殊自動車を横転させ、同車に損害を与えるとともに、同人に対し31日間の通院加療を要する
被害を与えたもの

報告第7号

損害賠償額決定の専決処分の報告について

第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。
（昭和22年法律第67号）

令和8年1月26日提出

專決第40號

損害賠償額の決定について

和7年7月28日発生の真有車両による交通事故に係る損害賠償額は、次のとおりとする。

和8年1月21日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決

方手相

Layer	Number of nodes
Layer 1	~95
Layer 2	~75
Layer 3	~95

1,198,063円

3 実発生の責任償賠

令和7年7月28日午前11時45分頃、白山市鶴来大國町ホ116番地12先路上において、組織犯罪対策課警部補村上慎一の運転する小型乗用自動車が